

女性活躍推進法

一般事業主行動計画

男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2、内容

目標 男女ともに平均勤続年数を6年以上とする。

(対策)

令和3年4月～

- ・全職員を対象に、職員会議等で育児・介護休業等規則を説明し、職場と家庭の両立において男女ともに貢献できる職場風土作りにむけた意識啓発を図る。

令和3年7月～

- ・育児休業及び介護休業からの復職者に対し、施設長・管理者による面談を年1回開催する。